

「介護予防サービス」利用契約書

～介護予防短期入所生活介護～

_____（以下、「利用者」といいます）と三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防短期入所サービス（以下、「介護予防サービス」といいます）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、介護予防サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和_____年_____月_____日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動更新されるものとします。

- 2 利用者は、利用開始予定日から2日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。これに対し、事業者は、居室の確保や利用定員を超過するなど正当な理由がない限りこれを断りません。

（個別介護予防サービス計画「介護予防短期入所生活介護計画」）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス計画」に添った利用者の個別の介護予防サービスに係る計画（それぞれのサービス介護計画である介護予防短期入所生活介護計画を指す。以下「個別介護予防サービス計画」という）を作成するものとします。

- 2 事業者は、個別介護予防サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとし、書面にて交付します。
- 3 事業者は、利用者に係る介護予防サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、個別介護予防サービス計画の変更が必要と認められた場合には、利用者及びその家族、介護予防支援事業者と協議して、個別介護予防サービス計画を変更するものとします。
- 4 個別機能訓練計画は、介護予防サービス計画に位置付けます。
- 5 アクティビティ計画は、介護予防サービス計画に位置付けます。

(介護予防サービスの提供場所・内容)

第4条 介護予防サービスの提供場所は、三芳光陽園です。所在地及び設備の概要は【重要事項説明】のとおりです。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明】のとおりです。事業者は【重要事項説明】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は個別介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、介護予防支援事業者にサービス実施内容を毎月まとめ、文章で報告します。

- 2 利用者に同意の家族がいる場合、事業者は、介護予防サービスの実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者に対する介護予防サービスの提供について記録を作成し、この契約の終了から5年間保管する事とし、利用者もしくはその家族（代理人）からの請求に応じてこれを閲覧、複写物を交付できるものとします。

(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明】に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日までに利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を翌月の15日までに支払うものとします。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合は、第6条に規定する料金の支払いと合わせて請求します。

(利用期間中の中止)

第8条 利用者は、介護予防短期入所生活介護利用の際、事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所

日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱については【重要事項説明】に記載したとおりです。
- 3 第1項、2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。介護予防通所介護利用の取り扱いについても【重要事項説明】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食事費等変更（増額または減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等、やむを得ない事情がある場合は予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に反した場合

③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④事業者が破産した場合

- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。尚この場合原則として、事前に介護予防支援事業者に連絡します。

①利用者のサービス利用料金の支払いが 1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず5日以内に支払われない場合。

②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

③利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者また他の入所者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が医療機関に長期療養し退院の目途が立たない場合
- ②利用者の要支援認定区分が、非該当(自立)又は要介護と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

(秘密保持)

- 第 11 条** 事業者及びサービス従事者又は従業員は、介護予防サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(損害賠償)

- 第 12 条** 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

- 第 13 条** 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - ③利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

(緊急時の対応)

- 第 14 条** 事業者は、現に介護予防サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他緊急性の高い場合は、あらかじめ届けられた医療機関等へ連絡を取る等必要な措置(必要に応じて救急車を要請・事業所対応での通院)を講じます。家族、身元引受人にも速やかに報告します。

(連携)

- 第 15 条** 事業者は、介護予防サービスの提供にあたり、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約締結後、介護予防支援事業者に速やかに報告します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を速やかに介護予防支援事業者に報告します。なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護予防支援事業者に連絡します。

（相談・苦情対応）

第16条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めない事項）

第17条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所
三芳光陽園指定通所介護事業所

〈住 所〉 千葉県南房総市上堀280

〈管理者氏名〉三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所
三芳光陽園指定通所介護事業所

山田 洋治 ⑩

利用者

〈住 所〉 〒 ー

〈氏 名〉 ⑩

署名代行者

〈住 所〉 〒 ー

〈氏 名〉 ⑩

続柄 _____

署名を代行した理由

三芳光陽園介護予防サービス重要事項説明

～介護予防短期入所生活介護～

(令和6年10月現在)

1. 当施設が提供する指定居宅サービスの相談窓口

指定居宅サービス	介護予防短期入所生活介護
担 当 者	石川みどり
電 話	0470-36-3211

2. 指定居宅サービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所
所在地	〒294-0825 千葉県南房総市上堀280番地
介護保険指定番号	千葉県第1278000045
サービス提供地域	南房総市、館山市、鋸南町、その他近隣市（一部地域送迎不可）

3. 指定居宅サービスの職員体制

三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所

- | | | | |
|---|----------|-------|-----------|
| 1 | 施設長（管理者） | 1名 | （本体施設と兼務） |
| 2 | 生活相談員 | 1名以上 | （本体施設と兼務） |
| 3 | 介護職員 | 19名以上 | （本体施設と兼務） |
| 4 | 看護職員 | 3名以上 | （本体施設と兼務） |
| 5 | 栄養士 | 1名以上 | （本体施設と兼務） |
| 6 | 機能訓練指導員 | 1名以上 | （本体施設と兼務） |

4. 事業所の設備の概要

(1) 介護予防短期入所生活介護

定 員		9 名
居室	4人室	2室内の4床
	2人室	3室 5床
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります
静養室		2室 2床
談話室		2室
機能訓練室		1室

5. 営業日及び営業時間

(1) 介護予防短期入所生活介護

営業日	年中無休
施設送迎の提供	月曜日～土曜日 日曜日（相談）
入退所の受入時間	家族送迎の場合でも食事時間、早朝、深夜の入退所は基本的に受けかねます。

6. サービス内容

- ①送迎
- ②食事（特別食も含む）
- ③入浴
- ④機能訓練（生活リハビリ）
- ⑤生活相談
- ⑥健康管理
- ⑦レクリエーション
- ⑧理美容サービス（介護予防短期入所生活介護）

7. 利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。）

(1) 介護予防短期入所生活〔Ⅱ〕（1単位10円）

* 令和6年4月1日

要支援度	1日／単位数
要支援1	451
要支援2	561

(2) 加算料金（1単位10円）

算定	加算事業	1日／単位数
○	送迎加算（片道）	184
○	機能訓練体制加算	12
	療養食加算	23
○	サービス提供体制加算Ⅰ1	22
○	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	140／1000

* サービス提供体制加算は、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価。

* 療養食を提供させていただくにあたり、医師の食事箋が必要になります。

(3) その他の自己負担

- ① 滞在費（光熱費・室料） 1日あたりの基準費用額 令和6年10月1日

利用者負担段階	負担限度額	滞在費
第1段階	0円	0円
第2段階	430円	430円
第3段階	430円	430円
第4段階	915円	915円

- ② 食費（食材料費＋調理費） 1日あたりの基準費用額

利用者負担段階	負担限度額	食費（食材料費＋調理費）
第1段階	300円	300円
第2段階	600円	600円
第3段階①	1000円	1000円
第3段階②	1300円	1300円
第4段階	1,445円	1,445円

◎利用者負担段階

第1段階	・市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方
第4段階	・市町村民税本人非課税で世帯課税の方 ・市町村民税本人課税の方
＊一定額の預貯金（単身1000万超、夫婦世帯2000万超）は対象外 ＊世帯分離していても配偶者が課税されている場合は対象外 ＊支給段階の判定にあたり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案	

- ③ おむつ代 無料(但し事業所指定のもの)
- ④ 特別な食事 (本人自己負担)
- ⑤ 行事参加費 (希望者につき自己負担)
- ⑥ 理容、美容費等 (自己負担)

- ⑦ 医療用品（常備薬、包帯、医療用具など）
- ⑧ 日用品費（歯ブラシ、手袋、ティッシュ等）
- ⑨ テレビ使用料及び私物を居室に持ち込む場合 100円／日（電気料及び管理料）

8. 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額（10割）が利用者の負担となります。

- ＊ 介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、居住地の市町村窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

9. キャンセル規定

（1） 利用開始日以前の中止（介護予防短期入所生活介護）

① 利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
② 利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合 1日の利用料の全額

（2） 健康上の理由による中止

①風邪、インフルエンザ、その他の感染症が疑われる場合は、事業所の判断により利用を中止していただくことがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪いと判断した場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適正に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

③風邪、インフルエンザ等の感染症が事業所内で流行している場合は、予定の変更をお願いすることがあります。

10. サービスの利用方法

- （1）電話での利用申込みができます。初回サービス利用される方につきましては、当事業所の生活相談員が面接をさせていただきます。お気軽にご相談ください
- （2）ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。
- （3）介護予防サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員とご相談下さい。

1 1. 当指定居宅サービスの特徴

(1) 運営方針

1. 当事業所の介護職員等は、要支援者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上に努める。
2. 当事業所の介護職員等は、利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては、地域住民またはその自発的活動等との連携を図ることで、地域との交流に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	園内研修を年 5 回 園外研修を年 2 回程度実施
個別サービス計画の作成	有	介護予防短期入所生活介護計画 介護予防通所介護計画
身体的拘束	無	但し、やむを得ない事情により危険防止の為に取らせていただく場合もございます。
変更、追加の申込方法	有	電話で直接お申し込みいただけます。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

面会 午前 9 時より午後 6 時まで(事情により多少の時間のずれは考慮致します)

外出、外泊 状況により許可致します。

飲酒 健康上問題がない場合は、自由です。

(介護予防短期入所生活介護は可能・介護予防通所介護利用の際は原則禁止とします。)

喫煙 同上 (所定の喫煙場所をお願いします。)

設備、器具の利用 自由にご利用できます。

金銭、貴重品の管理 当施設でお預かりいたします。

所持品の持ち込み 必要最低限のものに限らせていただきます。

施設外での受診 ご家族の付き添いをお願い致します。

宗教活動 他の利用者にご迷惑をかける宗教活動等をご遠慮下さい。

衣類、持ち物 施設へ持参される物には原則として名前を記入してもらいます。

感染症対策 感染症蔓延予防対策のため、必要な措置を本人および家族の同意の上、実施します。

個人情報の取り扱い 契約締結時に個人情報の取り扱いについては、同意書にて意向を確認した上で、必要な情報を提示(ネームプレート等)します。

1 2. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ連絡します。

1 3. 非常災害対策

- * 防災時の対応 非常連絡網、消防署へ通報
- * 防災設備 火災報知機 消火栓 火災受信機 連動制御盤 119 番通報
- * 防災訓練 年 4 回実施
- * 防火責任者 長谷川 貴史

1 4. サービス内容に関する相談、苦情

- ①介護予防短期入所生活介護 相談・苦情担当 石川みどり
- ②その他当施設以外に、市町村・県・国民健康保険連合会にて相談、苦情窓口を受け付けています。

1 5. 安全運転管理体制

- * 安全運転管理者専任

1 6. 当事業所の概要

名称、法人種別	社会福祉法人	薄光会
代表者役職、氏名	理事長 栗原	祥浩

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 障害者支援施設の経営
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ウ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (エ) 地域活動支援センターの経営
- (3) 公益を目的とする事業
 - (ア) 居宅介護支援事業
 - (イ) 地域生活支援事業（日中一時支援）

介護予防サービス『介護予防短期入所生活介護』ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 〒294-0825
千葉県南房総市上堀280
名 称 三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所

管理者 山田 洋治 ㊞

説明者 氏名 ㊞

(利用者)

氏名 ㊞

(署名代行者)

氏名 ㊞

続柄

署名を代行した理由